

唱導文の位置

はじめに

『言泉集』をはじめ、唱導書に、のせられている、表白・願文等と、『本朝文粹』等に、のっている、願文・諷誦文では、その漢文に、かなりの、違いが、認められる。それは、どのような、原因に、よるものか、又、どのような、意味を、持つものか、考えてみたい。

(1)

『言泉集』を、みると、次のような、表現が、目につく。

抽一心丹誠專無二、信心顯佛像写經王展一日齊筵一令レ修白善一御事有リ、其志者、今日、是先師聖靈此界、化縁尽、告遷化於他界御日也、當彼死忌没後此追善御之処也、夫以恩

安 東 大 隆

至^テ厚^ク、是出世師匠之恩徳尤^キ高^ハ、亦一字教訓ノ徳、爰大法主
從^ニ幼少之比至長大ノ之齡之在慈悲之室、厚、蒙^ニ憐愍之情
御深^ク、沐恩海^ニ送^レ年高吟^テ徳嶺^ニ荷肩^シ、債念提省之志
者涙無覺落、閑^{カニ}案^レ訓之證者悲摧肝膽^ヲ、設^ヒ一日^ニ三^ヒ摧
骨肉髓腦^ヲ、兩肩荷肩送^ニ恒沙劫^ヲ、不^レ可^レ當^ル一日報恩^ニ、
設^キ千足供給頭頂礼敬^{スト}、争報尽^{ヤシ}一生涯^ノ、恩^ヲ乎、但生死離別
之悲永不^レ、狂慈顔無常遷化之習全失再会之期、愛念事情^ヲ折
花報^レ、恩者金谷苑春驗^ヲ、可^レ尋、拾菓謝^レ徳者、上林苑ノ秋
夕^ニ、可^レ訪、設捉^ト、陽州之金^ヲ、不^レ可^レ成^ニ聖靈黃金ノ尊容^ヲ
又^キ擊^ト、崑山之玉^ヲ、不^レ可^レ備^ニ先師仏果ノ瓔珞^ヲ、不^レ如只
押^シ、滯涙^ヲ、修^ニ善根忍鳴咽造^レ功德^ヲ、所以佛^ハ、収^ニ万善^ヲ、於
毛孔^ニ一称一礼功德不^レ淺、經^ノ、顯^ニ妙理^ヲ、於筆端^ニ一文一
句^ノ、善根大深云云

これは、「師匠料表白」の全文で、あるが、特に、傍線を、施した箇所、「御」等、日本式の表記の、目立つ、漢文である。唱導の文に、日本式の表記の、目立つことに、については、既に、川口久雄博士の高論の通りである。高論に、導かれつつ、もうすこし、例を、みて、その原因を、考えてみたい。

但世間人為子不造功德之人候也（子祈施主分）

発菩提心生人天生浄土在蓮花中間法云也実美事候

（二親祈報恩事）

爾時大臣公卿成恐后妃采女成怪、其時国王言給様、今日我生之日也
（母祈施主分）

母見之泣々悲執子髻仰、天云、唯願天道助、我子給、

（母料施主分）

其時母跪子前泣々申様

（母料施主分）

三世十方、諸仏聖衆幾弥随喜、悦与、給覽（二親料報恩事）

然過去幽霊見、追善何計歎喜給覽
（父料施主分）

実夫妻之情非、一生之浅事、是生々世々深契也付中所志幽霊
（夫料施主分）

（妻料施主分）

実妻事難去思事也付中過去幽霊重衾

抑忌日者イム、申也三百六十日、中別父母妻子事只一日也、

追々、可、忌之日、故云忌日、者ワスレタル日、申事也
（母料施主分）

（二親料報恩事）

人祖依子造罪也サコソ候へ

（二親料報恩事）

從汝宅此、靈鷲山廿五由旬也イカハカリ遠路、以、老衰、身

何料来、

（妻料施主分）

武芸蘇武季陵養由獎會、勝、講作福貴朱イトム勝、

（妻料施主分）

陵羅、服桂波餘、綿織ノシト子、箱内豊、（妻料施主分）

「言給」「給覽」「付中」などを、はじめ、片仮名を、そのま

ま、漢字の中に、取り入れたものまで、色々である。特に、「サ

コソ候へ」などは、完全な和文で、あり、係り結びにまで、な

っている。多分、漢文表記では、「サコソ候へ」に、あたる言

葉が、なく、文章を、強める意味で、必要な言葉で、あり、和

文を、そのまゝ、用いたもので、あろう。これらの、いずれも、

安居院流の、唱導書で、ある「言泉集」の中から、適宜に、抜

き出したもので、ある。

ところが、それより以前は、願文等を、唱導者では、なく、

文章博士などの、漢文学の素養を、持っている人が、つくる例

が、多かった。「源氏物語」の「夕顔の巻」を、みると、源氏

は、亡き夕顔の、四十九日の願文を、自作し、「御書の師にて

睦しくおぼす文章博士」を、よんで、見てもらおうという、個所

がある。この事は、物語では、あるが、願文の製作に、文章

博士の、参与している事実の、あったことを、物語っている。

当時の、文章博士は、紀伝道を、教授したので、あり、「紀伝

道ハ史記、漢書、文選之類を第一とし、詩賦文章を表とし、經

書を裏と」したので、ある。

それら、文章博士の、製作したものと、後の、「言泉集」に、

みえるものとは、かなり、趣が、異なっている。まず、その点より、考えてみたい。

(2)

『本朝文粹』を、みると、かなりの数の、願文類を、収録している。卷十三「願文上」に、十二篇、「願文下」に、十五篇、(なお、祝願文、表白、諷誦文類を、入れると、更に、数が増す)収めている。それらの、文章を、見ると、本格的な漢文で、書かれて、いる。一例を、挙げよう。

重明親王為家室四十九日願文

後江相公

弟子重明、稽首和南、白佛言、生者必滅、釈尊未免栴檀之煙、樂尽哀業、天人猶逢五衰之日、雖知苦海之常理、還迷淚川之難留、伏惟正室藤原氏、柔和稟性、婉順在心、雖生鐘鼎之門、未見驕慢之色、一事一言、于朝于暮、主我巾櫛、積以星霜、而上月中旬、寢膳乖例、夜漏五盡、遂謝有涯之生、曉雞一聲、長臨無常之別、一旦背世之憂、已殘心地之焰、百年偕老之契、不異夢路之花、自彼白雞驚睡、九原之駕不歸、青鳥催悲三泉之局長鎖、独作燈下伴影之身、猶添窓中恋古之恨、鴛鴦衾空、向旧枕而濕袂、燕雀巢覆撫遺卵、而摧肝、耳目所触、何事不悲、方今飲恨之日漸積、食香之期欲盈、非假大日遍照之光、何成黑夜破暗之計、仍奉繪八葉九尊曼荼一鋪、奉書写金字妙法蓮花經一部、便於法性寺道場、敬開講肆、供仏之誠、唯志是盡、香則求難陀此岸之煙、花則攀樹提後園之秀、以此惠業、訪彼

幽靈、仰願功德池上、結妙果於開示之蓮、安樂界中、攀覺花於弥陀之樹、今拂九尊方廣之場、新加十號因明之位、乃至阿鼻聞此余香、敬白

天慶八年三月五日

弟子中務卿親王

これは、大江朝綱が、重明親王に、代つて、その家室(藤原忠平女)の、四十九日の願文を、草したもので、ある。この願文を、読むと、先に、引用した、『言泉集』の、和臭の漢文とは、趣の、違うことに、気付く。『本朝文粹』の方は、『言泉集』に、比べると、整然とした漢文で、ある。因みに、この願文は、澄憲の生れる、約一七〇年余り前に、製作されたことになる。

それでは、なぜ、このように、唱導集の中に、あるものは、和臭を帯びた、漢文で、あるので、あろうか。大きな違いとして、作者の違いが、目に付く。『本朝文粹』の、願文の作者は、次のように、ある。

大江匡房 五遍

大江朝綱 五遍

慶保胤 四遍

大江維時 三遍

兼明親王 一遍

三善道統 一遍

菅原是善 一遍

大江以言 一遍

これらの、作者達は、八〇〇年代から、一〇〇〇年の、はじめに、かけての、漢学者であり、いずれも、文章博士に、補せられてゐる。兼明親王も又、作文に、すぐれていたことは、知られてゐる。慶保胤は、周知のように、『極楽記』の作者で、あり、寛和二年に、剃髪入道して、寂心と号した僧で、ある。しかし、他は、いずれも、在俗の人で、ある。従つて、『本朝文粹』に、おける願文の作者は、多く、在俗の人で、あり、一流の漢学者で、あるということに、なる。なお、その傾向は、『本朝続文粹』においても、同様で、ある。このような事から、みると、その文が、整然とした漢文に、なったのも、もつともな事で、あろう。

さて、願文の内容を、みると、四十九日などの、追善供養に、関するものが、多い。そういう種類のものを、なぜ、文章博士が、つくるので、あろうか。實際の、願文・表白等を、みると、その内容には、一定の形式が、窺える。即ち、このような人を、こういうことで、亡くした。故人への、思い出は、つぎず、悲しみは、やるかたないが、いくら、嘆いても、今となつては、甲斐のないことで、ある。今、忌日にあたって、このような追善を、行うので、その功德を、受け、極楽往生を、してもらいたい。おおむね、こうした内容を、持つもので、あり、亡き、肉親や縁者を、思う、情感が、その中心を、なしており、特別な仏教知識を、必要とすると、いう程では、ない。特別な仏教

知識を、必要としないと、いうことで、あれば、文章は、美文で、表現技術が、巧みであれば、それだけ、よいということに、なろう。文章博士が、中国の、故事や先例を、引きながら、四六駢儷文を、用いたりして、創作したのは、こういう意図に、よるもので、ある。

一方、種々の唱導集に、用例を、みることの、できる、和臭を帯びた漢文の方は、漢文としての、体裁は、整っていないもの、文章には、勢いがあり、ある種の迫力がある。これらは、主として、唱導者の手に、なるものと、思う。従来、文章博士等、漢文に、造詣の深い人が、製作していた、願文類が、唱導者も、その製作者の列に、加わることに、より、和臭を、帯びて来たものと、思う。その例が、先に見た、『言泉集』などに、記載されているもので、ある。なぜ、今迄、文章博士等が、主としていたものに、唱導者が、参画してきたかと、いうことで、あるが、これは、唱導者の専門化と、仏教の一般化に、よるところが、大きい。唱導者の専門化と、いうのは、周知のように、安居院流や、すこし後の、園城寺定円一派で、ある。これらの唱導者は、流派をつくり、今迄、別々に、おこなわれることの、多かつた、製作と諷誦を、一貫して、おこなつたもので、ある。そういう、唱導の流派の、伸長拡大の裏には、仏教の一般化がある。これは、大略して言うと、上代に、移入された、仏教が、一部貴族の専有物から、平安時代を経て、徐々に、一般の人々の中に、はいりこんで、いった。勿論、その

裏には、貴族の衰退に、伴い、仏教の、経済的な基盤が、危うくなつたと、いう、仏教側の事情も、あろう。その為、すゝんで、貴族以外の、一般の人々の間に、はいりこみ、喜捨を、求めることゝ、なる。^⑤ そういう、一般化の、推移の過程に、唱導者の、はたした役割は、大きい。唱導者が、神仏集合思想を、積極的に、利用したのも、そういう趣旨に、よる。^⑥

一般の人々が、唱導者に、関心を、寄せていた例、としては、『古今著聞集』（巻十六）に

筑地のくづれたりけるをつかせけるに、つくものども、をのどがどち物語すとて、聖覚法印の説経の事などをかたりけり^⑦と、あるのが、挙げられよう。筑地をつく者が、聖覚の、説経の話を、していたと、いうことで、あり、その知名度が、広範囲に、亘っていたことを、物語っている。又、すこし時代は、下るが、良季の、『普通唱導集』には、「出世間部」「世間部」という項が、あり、「世間部」には、広範囲な人々が、とりあげられて、いる。^⑧ かういう、多方面の、様々な人々の、要求に、応えるには、整然とした漢文より、多少、破格でも、日本語風の、迫力のある、漢文の方が、より、適切で、あろう。更に、言葉について、言うと、日本式の漢文により、日本人としての、感情の移入が、おこなわれ、多くの人々に、受け入れられたので、ある。

さて、そのことを、もう少し、別な角度から、補足しよう。唱導者が、願文や、表白類を、製作しようとする努力は、多く、

唱導関係の、資料集の中に、窺える。それは、次のように、大まかに整理することが、できよう。

第一に、使用語彙の整理が、挙げられよう。願文・表白等を、製作しようとする、場合には、色々な語彙が必要になって、くる。一つの事柄に、対して、一つの名称（呼称）と、言うのでは、なくて、複数の名称を、収めておき、それらを、簡単に、検索し利用することも、又必要で、あった。そのような必要を、満すものが、例えば「唱導鈔」である。

大歳名 十二月 付四季名 地部 五畿内国名

左右京坊門名 人倫部 帝王名 付居所号 院 付名法皇名 居所 崩 讞 御惱 崩

東宮名 付居所 親王 付居所 女院 付讞 皇后名 付居所 讞 懷妊

撰録臣名 付居所 大政大臣名 付讞 大臣名 付居所 讞 葬卒

大將名 付居所 大將大臣 付讞 大納言名 付讞 中納言名 卒

宰相名 付讞 大弁宰相名 付讞 宰相中將名 付 宰相 卒

殿上人 付名 讞 中少將名 殿上中少將 讞 頭中將 付讞

頭弁名 付讞 藏人名 付讞 左右兵衛名 左右衛門名

受領 付讞

孝養

以上が、その標目で、ある。一・二、内容を、みよう。人倫部の、最初にある、「帝王」の個所を、みると

帝王 付名号 居所

天子名

帝王父天
故云天子

皇帝 上帝 后帝 聖帝 明主 今上

陛下

陛下也所由昇堂也 天子必有近臣執兵陳於階側
以慼不慮謂之陛下者 群臣与天子言不敢指行

天子 故在陛下者而造之因卑達尊之意也

群臣士庶相曰殿下閣下足下侍者執事 皆此類也

自号朕

と、帝王の呼称に、ついで、説明が、ある。帝王と、いう場合に、皇帝と、言ったり、又、上帝と、言ったりし、以下、「各々時々に応じて使用したのである。

「行幸間名」としては、乘輿・車駕がとりあげられている。

「居所名」には、紫宸殿・清涼殿・長生殿・魏闕・象闕・金闕・鳳闕・珠闕・華闕・紫微宮・帝宮・禁中・省中等を挙げてい

る。

以下 頌帝德 付祝言 天子讚 金輪久轉 玉躡長平 等

帝崩 登霞聖靈 御聖靈 … 諒闇之間 過密之中

事在諒闇

故宮之草泣露 新綾之松悲風

故宮月暗橋山松風悲

新陵露乾湘浦之竹霜斑

帝王の、御座所について、言及する時は、紫 殿を、用いたり、清涼殿を、用いたりし、又、行幸する時は、乘輿・車駕を、用いたので、ある。帝王の徳を、讃嘆する時に、用いる語彙も、あげている。更に、崩御に、関するもの、として、引用したような、ものを、準備し、書き留めて、いる。こういう要領で、先に示した、標目の、一々について、記載されて、いる。

第二に、要句の整理・蒐集が、ある。これは、今迄、整理され、記載されている、願文や表白・誦誦文等の要句を、抜き出して、整理したもので、ある。その代表が、『言泉集』で、ある。既成のもの、中から、要句を、抄出している、ということに、ついで、既に『言泉集』と『本朝文粹』・『本朝統文粹』との間の、関連のある句に、ついて、言及したところである。

ところで、『言泉集』は、亡父帖・亡母帖・亡夫帖・亡妻帖・亡息帖のように、追善の相手が、誰であるかと、いうことに、より、分類されて、いる。(対象別分類)。それに、対して『類句抄』や、『作文言詞集』などのように、その句を、どういう時に、用いるか、(例えば、無常の様を、述べる時に、用いる)と、いうことに、よって、分類しているものも、ある。(機能別分類)。安居院関係では、対象別の分類に、よるものが、比較的多い。

機能別分類について、『類句抄』を、引いて、もう少し、述

べよう。「類句抄」の現存本の、第二十二の末に、「所残望甚厚也」と、あることにより、かなり、大部なもので、あつたらしいが、現存しているのは、十・二十二・二十七の三巻のみである。第十を、みると、願文の発句を、載せて、いる。そして、その発句に、それぞれ、上欄に、「仏法」「法花」「淨土」「無常」等、注をして、いる。一つ例を、挙げよう。

無常 諸行無常即是如来之所説一生有限豈非既往之長談
分段之哀者不隔尊卑人世之安樂者猶如夢幻者歟

この一文は、三条院皇后宮の四十九日の願文の、発句で、あり、忠貞の作で、ある。発句の中に、無常句を、必要とする時に、引用したもので、あろう。又、「作文言詞集」も、「師恩」「恋慕」「得脱」「無常」「病事」「思愛」「景色」などの注を、して、各句が、列挙されて、いる。このような、対象別・機能別に、分類された、各文章が、材料と、なつて、いる。

さて、語彙や要句が、整つても、実際に、願文や表白を、製作するまでには、いたらない。実際に、製作する場合には、書き方や、見本も、必要で、ある。そういう事を、第三として、述べたい。

書き方と、いうことで、あるが、例えば、『作文言詞集』の、冒頭に

諷誦作様 婦命別離作善廻向如此草也
願文書様 仏誓意趣作善廻向如是草也
表白作様 無常聖靈歎徳病患逝去作善景氣廻向如此草也

として、その書き方が、書きこんで、ある。

願文ハ初ハ敬白ト書テ終リ止ト尊ミ如件ハカリ書キ止ル也

諷誦ハ如斯書上テ其下ニ敬白ト書也 其次ニ年号日付テ

弟子某ト佛子ト書也 其次ニ敬白書也 諷誦ノ三敬日は

也 三宝衆僧御布施一衆ト一行書也 右大施主姓名孝源源

何平ノ某ト藤原某ト法師ナラハ弟子某ト入道ノ沙弥

某ト尼ナラハ禅尼某ト女子ナラハ源ノ氏ト藤原氏ト書テ其

後善根意趣書也 大都諷誦草案同之、但諷誦ニ鐘句ヲ必

書入也願文無其儀…。

諷誦文や願文等に、ついて、その書き方の、順序と、具体的な、書き方を、説明したもので、ある。

又、「澄憲作文大体」の、「諷誦案文之事」に

敬白

請諷誦事

三宝衆僧御布施一衆

父之事母之事
右相当先考 先妣

一十三廻之忌陰專資三十二相之新粧、仍
鳴三ヶ之梵鐘驚三尊之尊 仍諷誦所修如件

季号 日月某 敬白

とあり、これも、書き方を、示したもので、ある。「続群書類
從」所収の「御誦誦御願文案」^⑩にも、同様のものが、収められ
て、いる。

請誦誦事

三宝衆僧御布施

右奉 仰佛。尊靈□□□□□□□□□□□□□□□□者。

奉 仰。 誦誦所修如件。敬白

応永四年四月 日

別当□□□□□重房敬白

これらの、資料により、実際の書き方を、しることが、出来
る。

さて、次に、見本であるが、『言泉集』の、規範例文が、そ
れに、あたろう。

師匠料表白 師匠料施主分 抑過去先師聖靈者

子料表白 子料施主分 母料表白 母料施主分

夫料表白 夫料施主分 父料表白 第六 父料施主分

妻料表白 妻料施主分

の各規範例文は、肉親縁者の追善と、いうことに、限っては、
いるが、一連の、細分化された、資料の中で、見本としての役割
を、十分に、はたしている。^⑪

以上、のべてきたが、語彙を、準備し、既製のものの要句を、
参考に、したり、利用したりして、更に、規範例文を、見本に

して、多くの願文や表白は、製作されたので、ある。このよう
にして、製作されたものは、『法則集』（信承法印撰）に、定
められて、いるような、特殊な読み方

願文読事

微音ニ読之。其中ノ要句ヲ、少物読音ニ引ツクロフテ読之。

説経音ニハ、アラス

に、よって、誦誦されたもので、ある。表白・願文等の、製作
誦誦の過程が、細分化されて、おり、かつ、専門化して、いた
ことが、わかる。

このように、唱導者が、願文等の、製作とその誦誦に、ついて
の、過程で、関与している。その為、亨受者の多様化と、相俟
って、日本式の漢文が、用いられて、いったので、ある。それ
は、全体から、大きくみると、「王朝漢文学が衰弱し、頽廢し
た。」^⑫という、側面を、持ったもので、あろう。

おわりに

さて、以上、述べたところを、整理してみよう。文章博士等
によって、書かれていた、願文類は、その製作に、唱導者が、
関与することに、よって、純然たる漢文から、和臭を、帯びた
漢文へと、変って、いく。その唱導者の関与には、仏教そのも
の、変化が、ある。即ち、平安朝を、通じて、施主とした、貴

族が、徐々に、衰退していく過程で、仏教は、その募財の対象を、一般の人々へと、移さざるを、えなかつた。その為多少、漢文としては、破格でも、多くの人々に、訴えうる文章が、必要で、あつた。そういう、一般化の、過程の中で、専門化した、唱導者は、語彙を、あつめ、要句を、抜き出し、例文を、つくりして、周到に、準備し、願文や表白類を、製作したので、ある。そして、それらの、願文・表白類は、『法則集』に、あるような、諷誦の仕方、諷誦され、多くの人々の、共感を、誘つたので、ある。そして、その事は、更に、多くの人々の、仏教への関心を、高める意味をも、もつていた。そのようにして、出来た、漢文は、やがて、軍記物などの文体に、影響を、与えていくので、ある。

註

- ①『平安朝日本漢文学史の研究』第二十四章第三節 参照
- ②『古事類苑』文学部一 三五四頁「諸家家業記」
- ③諷誦文五篇・表白一篇・呪願文二篇（雑修善に収められている願文が十三篇ある。）
- ④「雑修善」等に収められている願文の作者は、本論中に挙げた作者と同じである。

大江匡衡	五篇	兼明親王	二篇
慶保胤	二篇	大江維時	二篇
大江朝綱	一篇	三善道統	一篇

⑤拙稿「言泉集」の歴史的背景 説話文学研究十三号

⑥拙稿「唱導文学にあらわれた神」 別府大学紀要 十六号

⑦引用は、古典文学大系（岩波書店）による。四二七頁

⑧「普通唱導集」は『古代仏教の中世的展開』（村山修一氏）

による。八十一頁

⑨拙稿「唱導源流小考」 大谷学報 五十三卷一号

⑩釈家部 第二十八輯下六十八頁

⑪中田祝夫博士の指摘された

実際に使用された表白や願文の実地例をなるべく多数集

める方法 『東大寺諷誦文稿の国語学的研究』二七七頁

は、見本としての役割を持っていたものと思う。

⑫『平安朝日本漢文学史の研究』九五三頁